

建築確認を行わずに、違法に設置された昇降機は、大変危険です！

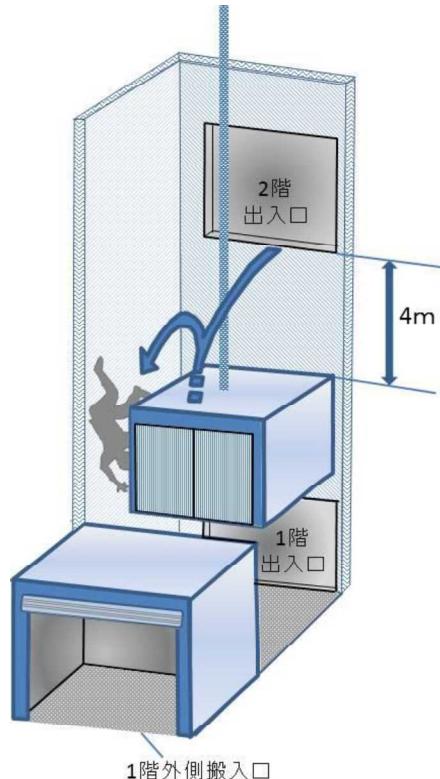
従業員等が死傷する事故が発生すれば、経営者や安全管理者の責任は重大ですので、速やかに安全対策を行ってください。

違法設置昇降機における死亡事故事例

●事故発生状況

工場で、荷物を荷物用エレベーターに載せようとしていた女性パート従業員が、2階の出入口から1階に停止していたかごの上に落下した。

その後、他の従業員がエレベーターを作動させた結果、昇降路壁とかごの隙間に挟まれて、死亡した。



●法律違反事項

- 〈建築基準法・労働安全衛生法〉
- ・ドアスイッチが正常に作動しない
 - ・出入口の施錠装置が正常に作動しない
 - ・定期検査を実施していない

●刑事責任

安全管理者(副工場長) 業務上過失致死罪 禁固1年(執行猶予3年)

作動させた従業員外 労働安全衛生法違反 罰金50～100万円

〈判示事項〉

- ・エレベーターの安全対策を講じなかつたため、転落死亡事故が発生し、安全管理者等の過失が認められた。

〔神戸地方裁判所 平成23年(わ)第479号〕

●民事責任

遺族4人が会社、組合、組合理事長、副工場長、作業員に対して、6300万円の損害賠償を求めて提訴。その後、副工場長は185万円、作業員は115万円の支払いと和解が成立。組合、組合理事長については不明。

〔マスコミ報道 及び 神戸地方裁判所 平成23年(わ)第479号の量刑の理由〕